

# P T A の会則と内規

日の出町立本宿小学校 P T A

# はじめに

本宿小学校は昭和53年4月に開校しました。本宿小PTAは昭和54年6月、会員一人ひとりの声を大切にして、みんなが参加する身近なPTAを目指して誕生しました。

このPTA活動に一人でも多くの方が、積極的に参加していただくために、この「会則」があります。よくお読みいただき、ご活用ください。

## PTAとは

保護者は誰でも我が子の幸せな成長を願っています。PTAはP（保護者）とT（先生）とが協力して、児童の幸せと健やかな成長のために学習し合い連絡し合って、教育に対する理解を深め合ったり教育環境を改善したりすることを課題としています。

世界最初のPTAは、1897年にアメリカのアリス・バーニー氏が世の母親の児童教育福祉について学習し、その向上を目指して実践していかなければならないと考えたことが動機となって誕生したと言われてい

ます。児童は集団の中で育ちます。保護者もまたPTAという集団の中で、他の保護者や先生方と手をつなぎ合っ

て育っていきたいと願っています。

## 集会・委員会を持つ時は

★学校で集まりを持ちたい場合は、日時・場所等を前もって学校の都合を伺ってから決めましょう。

会議室等は予約が可能です。学校へ申し出て予約してください。

★行事等で通知を出す時は、学校の印刷機をお借りして印刷をお願いします。

その際コピー用紙の枚数を記入するノートがありますので、必ず必要事項を記入してください。

※保険の兼ね合いで、必ずPTA会長の氏名を明記し、印刷物を事前に確認してもらい、発行してください。

# 本宿小学校PTA会則

## 第1章 名称

第1条 この会は、本宿小学校PTA（保護者と先生の会）と言い事務局を同校に置く。

## 第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して児童の健全な成長に努力し、あわせて会員相互の教養の向上と親睦をはかることを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 この会は、会員個々の声を大切にし、全体PTAを基礎に民主的に運営する。

第4条 この会は、政党的、宗教的、営利的な活動は行わない。

## 第4章 活動

第5条 第2章の目的を達成するために次の活動をする。

1. 会員相互の研修と親睦。
2. 教育環境を良くするための活動。
3. 児童の校外生活指導。
4. 児童と会員の福祉、厚生、慶弔など。
5. その他必要と認めたこと。

## 第5章 会員

第6条 この会の会員は次の通りとする。

1. 本宿小学校に在籍する児童の保護者のうち入会を希望するもの。
2. 本宿小学校に勤務する教職員のうち入会を希望するもの。

## 第6章 総会

- 第7条
1. 総会は会の最高議決機関であり、会長が招集し開催する。
  2. 総会の成立は、会員数の2分の1以上とする。
  3. 総会の議題の内容は、1週間前までに全会員に通知し、議事は出席者の過半数で議決する。
  4. 定期総会は毎年度始めに開き年度計画と予算及び本部役員、各委員の承認を行う。
  5. 全体会議が必要と認めた場合、または、会員の5分の1以上の要求があった場合は、臨時総会を開かなければならない。

## 第7章 本部役員

第8条 この会に本部役員をおく。

会長 1名（保護者）

副会長 3名（保護者2名、副校長）

書記 4名以上（保護者3名以上、教職員1名(兼任可)）

会計 4名以上（保護者3名以上、教職員1名(兼任可)）

第9条 本部役員は他の委員を兼ねることができない。（教職員は除く）

- 第10条 1. 本部役員の選出は、別に定める「PTA本部役員選出内規」によって選出し総会で承認を受け  
る。  
2. 本部役員に欠員が生じた時は、これを補充することができる。  
任期は前任者の残留期間とする。

- 第11条 1. 本部役員任期は1年とし再任は妨げない。  
ただし同職役員の再任は2期を限度とする。（教職員は除く）  
2. 本部役員を2期以上連続で務めた場合、本部役員選出は永年免除とする。  
3. 著しく出席率が悪い場合、又は本部役員の過半数が認める場合は、その本部役員の任期は認め  
られないものとする。  
4. 本部役員の過半数が認める場合は、その本部役員を辞任又は解任する事が出来る。その際の任期  
は認められないものとする。  
5. 会計監査は本部役員の任期として認められない。

## 第8章 本部役員の任務

- 第12条 本部役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は会を代表し会務を取りまとめる。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときは代理を務める。
  3. 書記は会の事務（会の通知、会議記録、資料備品の整理保管）を担当する。
  4. 会計は会の収支を正確に処理し、年度末に会計監査を受けて総会で決算報告を行う。
  5. 諸帳簿は会員の要望があればいつでも公開できるようにしなければならない。
  6. 本部役員会を開催し、会務を処理する。
  7. 緊急性のある事柄が生じた場合は、臨時本部役員会を開催し、協議の上決定する事が出来る。  
その場合決定事項を次の全体会議に事後報告をしなければならない。

## 第9章 全体会議

- 第13条 全体会議は本部役員およびサークル代表者によって構成する。  
第14条 全体会議は、3分の2以上の出席で成立し出席者の過半数をもって議決する。  
第15条 全体会議の任務は次の通りとする。
1. サークル及び本部役員会から提出された議題を討議し決定する。
  2. 全体会議において、討議決定されたことを全会員に報告する。
  3. 総会に提出する原案を作成する。

## 第10章 各種委員会

- 第16条 特別委員会
1. 全体会議で必要と認めた時に設置する。
  2. 委員長1名、副委員長1名を選出する。
  3. 人数構成及び、選出方法については全体会議で決定する。

## 第11章 会計

- 第17条 この会の経費は会費その他をもってあてる。  
第18条 会費は1世帯あたり月100円とする。教職員も同額とする。  
第19条 1. 経費はこの会の活動のために使用される。

2. 会員がこの会の代表として外部の主催する会合等に出席した場合の 交通費は、その実費相当を会の経費より支出する。

第20条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 会則第5条の規定に慶弔、見舞いについて次のように定める。

1. この規定は児童、会員、学校職員に適用する。
2. 児童、会員、学校職員が死亡した場合次の弔慰金と供花一基を贈る。  
・ 10,000円
3. 児童、会員、学校職員が傷病により1ヵ月以上入院の場合、次の見舞金を贈る。  
・ 3,000円
4. 上記2項、3項の金額については、全体会議で改定することができる。
5. 上記以外の特別な場合は、本部役員会で決定し全体会議の承認を得る。

## 第12章 会計監査

第22条 この会の会計を監視するために2名の会計監査を置く。

第23条 会計監査は、原則として会長・会計または、他の本部役員経験者より 全体会議にて選出し、総会で承認を受ける。

第24条 会計監査は、会の会計を監視し総会で報告する。

## 第13章 個人情報

第25条 この会が保有する個人情報の取り扱いに関しては、別に定める「個人情報保護内規」の通りとする。

### 付 則

- 1) この会則は、総会に於いて出席者の過半数の賛成により改定することができる。
- 2) この会則は、昭和54年6月23日から施行する。
- 3) この会則を施行するに当たって必要な事項は、本部役員会議の決議により別に定めることができる。

### 改定履歴

1. 昭和55年 5月17日
2. 昭和58年11月26日
3. 平成 2年 5月20日
4. 平成 5年 5月15日
5. 平成 7年 5月20日
6. 平成24年 5月11日
7. 令和 元年 5月11日
8. 令和 3年12月13日
9. 令和 4年 5月 6日
10. 令和 5年 1月27日
11. 令和 5年11月24日 (会費変更は令和6年度4月からの適用とする)
12. 令和 6年11月 6日

# P T A 本部役員選出内規

## 第1章 総則

第1条 この内規は、会則第10条1項に基づき、会則第8条に定めてある本部役員のうち、保護者会員から選出する本部役員の選出方法について、必要な事項を定める。

## 第2章 本部役員選出の方法

第2条 現本部役員の中から、原則として2名以上が次年度本部役員として残留する。

第3条 次年度の本部役員を選出する際は、次の手順により選出する。

1. 1学年より5学年（6学年は除く）から計7名を選出する。
2. 残留役員2名以上と新役員7名、教職員3名(兼任可) の計12名以上で活動する。  
会長1名  
副会長2名+副校長  
書記3名+教職員1名(兼任可)  
会計3名+教職員1名(兼任可)
3. 選出された役員氏名は本部より全会員に通知する。

付則

- 1) この内規は、本部役員会議に於いて本部役員の過半数の賛成により改定することができる。

改定履歴

1. 昭和58年11月26日
2. 平成 5年 5月15日
3. 平成 8年10月 5日
4. 平成 9年 3月 1日
5. 平成19年 5月11日
6. 平成20年 5月 9日
7. 令和 5年11月24日

# 個人情報保護内規

## 第1条 目的

この内規は、日の出町立本宿小学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿およびその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

## 第2条 責務

本会は、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の取り扱いに伴う個人の権利利益の侵害防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。

## 第3条 個人情報保護管理者

本会は第1条に掲げる目的の達成のため個人情報保護管理者（以降、管理者）を置き、本会会長をもってこれに充てる。管理者は個人情報の収集、利用、提供、管理に関し、この規程の定めに従い適正に処理する責任を有する。個人情報の保護に関して重要事項・疑義が生じた場合は本部役員の協議とする。

## 第4条 収集の届け出、事業ごとの利用目的等の特定

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

## 第5条 個人情報の収集

個人情報の収集は、本会活動に必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集し、利用目的を明確に定める。ただし、思想、信条および宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

## 第6条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第7条 個人情報の管理

個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- （1）紛失、破損その他の事故防止
- （2）改ざんおよび漏洩の防止
- （3）個人情報の正確性および最新性の維持
- （4）不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

## 第8条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第9条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第10条 保有個人情報の訂正または削除要求

本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

## 第11条 漏洩時などの対応

個人情報を漏えい等（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに個人情報保護管理者に報告する。

## 第12条 研修

個人情報保護責任者は、役員、その他運営委員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

## 付則

- 1) この内規は令和5年11月24日より施行する。
- 2) この内規を総会に於いて出席者の過半数の賛成により改定することができる。

# P T Aサークルに関する内規

1. 会員の資格 : 現在本宿小学校P T A会員またはO Bであること。
2. 代 表 者 : 現在本宿小学校P T A会員であること。
3. 申込みおよび承認
  - (1) 全体会議で年度活動希望のサークルを募集して受付し年度最後の全体会議において承認してもらう。年度途中での申し込みは随時受け付け、次の全体会議において承認してもらう。ただし、当年度の奨励金はない。
  - (2) 年度始めにサークルが一定の期間で会員募集を行い、新設・継続の届出用紙と会員名簿をあわせ全体会議に提出し手続きをする。  
※本部役員会とサークル相互で段取りを検討して良い方法で施行可。
  - (3) 本部役員会は次回全体会議において、(2)を報告する。
  - (4) 以降の会員募集はサークル独自の活動とし、会員の増減がある場合は本部役員会に届け出ってもらう。本部役員会はそれを(2)とともに管理する。
4. 活動期間 : 定期総会から翌年3月31日までとする。
5. 活動報告 : 活動報告書を定期総会資料として提出する。また、本部又は他専門部より原稿依頼、作品展等の協力依頼があった時はこれに協力する。
6. 奨励金
  - (1) サークル活動費として、P T A会員1名当たり1千円、上限として1サークル当たり5千円を支給する。ただし、奨励金を必要としないサークルはその旨申請する。また、余った奨励金については返金する。
  - (2) 上記 3. (2) の届け出により奨励金支給額を決定する。
7. 印刷物の配布 : 印刷物は、必ず事前の確認を受けた上で、P T A会長の氏名およびサークル 代表者名を記載し配布する。
8. 活動時間と場所 : 学校の教育活動に支障のない範囲内で行う。
9. 代表者会議 : 必要に応じて行う。

## 付 則

1. この内規は平成8年6月2日より施行する。
2. この内規の追記、変更等は全体会議での決議をもって行うこととする。

改定 1. 平成19年 4月25日

2. 令和 3年12月13日

# 本宿小学校PTA組織図

総会

会員（保護者、教職員）

全体会議

本部役員会議

本部役員

サークル

会計監査

会長

副会長

書記

会計